

お知らせ

人事異動

市は、3月31日付けで人事異動を発令しました。【内は旧職】

【部長級】

▽帰任による退職者
前川 智則〔環境政策監〕

【問】人事課

TEL 06・6992・1408

個人市民税・府民税

課税証明書の発行

個人市民税・府民税の令和3年度(令和2年中所得)課税証明書は、6月上旬ごろから発行します。

【注】サラリーマンなどで住民税が給与から特別徴収(差し引き)される人は、5月下旬ごろから発行します(コンビニエンスストアでは6月上旬ごろとなり、事前に個人番号カードの取得が必要です)。

証明書の取得を予定している人は、提出先が発行する説明書などで必要年度を再度確認してください。不明な点は、事前に問い合わせください。

【問】課税課・受付担当

TEL 06・6992・1406

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します。

納期限までに納付してください。

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地、家屋、償却資産(固定資産)を所有している人に課税される税金です。

固定資産税を納める人(納税義務者)とは、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者です。

したがって、年の途中に売買などで所有者が変わっても、賦課期日現在の所有者が納税義務者です。

また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で固定資産を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道、街路、公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的税で、固定資産税と併せて納めていただくものです。

免税点

守口市内において同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計額が次の場合、固定資産税・都市計画税は課税されません。

- ▽土地：30万円未満
- ▽家屋：20万円未満
- ▽償却資産：150万円未満

令和3年度 特別徴収の税額決定通知書

新型コロナウイルスの感染拡大などを受けて、確定申告の申告期限が1カ月延長(4月15日まで)されたことにより、5月中旬ごろに発送する特別徴収税額通知書については、確定申告書の内容の反映が間に合わない場合があります。この場合は、順次特別徴収の税額変更または決定の通知書をお送りしますので、ご理解のほどお願いします。

【問】課税課・市民税担当

TEL 06・6992・1456

軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送

軽自動車税(種別割)はその年の4月1日現在で原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車を所有または使用している人に対して課税されます。5月31日(月)までに納付してください。

なお、継続検査(車検)が必要な軽自動車および二輪の小型自動車は、納税通知書(口座振替用以外)については「継続検査用納税証明書」を利用してください。

すでに軽自動車などを譲渡したり、使用していない場合は、廃車などの手続きをしてください。

納期限

- 第1期 5月31日(月)
- 第2期 8月2日(月)
- 第3期 9月30日(木)
- 第4期 11月30日(火)

減免制度

次のいずれかに該当する固定資産は、固定資産税・都市計画税が減額または免除される場合があります。

- ▽生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産
- ▽不慮の災害で納税できなくなった人が所有する固定資産
- ▽災害などで使用することができなくなった固定資産

該当する固定資産の所有者は、減免申請書に必要書類を添えて、所定の期限内に課税課資産税担当へ提出してください。

審査請求および審査申出

固定資産税・都市計画税の賦課について不服があるときは、市長に審査請求をすることができます。また、固定資産の価格(評価額)に関して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内です。

【問】課税課・資産税担当

TEL 06・6992・1474

廃車などの手続きと場所

車種	軽自動車(軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車検査協会大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL050-5540-2058
手続き・問い合わせ先	課税課税政担当 TEL06-6992-1458	
廃車時に必要なもの	▽ナンバープレート ▽原動機付自転車申告済証 ▽本人確認書類(運転免許証など)	上記へ問い合わせください。

減免制度

身体障害者手帳などをお持ちの人が所有または利用する車両は、一定の基準で軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。

申請時の必要書類などについては、問い合わせください。

減免を受けるには、毎年度申請が必要になります。

申請期限は5月31日(月)です。

【問】課税課・税政担当

TEL 06・6992・1458

ご存じですか 固定資産税・都市計画税と共有

固定資産(土地・家屋)を複数の人で共有している場合の固定資産税・都市計画税は、共有者が連帯して納税義務を負うことが地方税法で規定されています。このため、持ち分に応じて税額を按分して課税することはできません。

代表者には納税通知書および納付書を、代表者以外(共有構成員)には納税通知書(納付書は同封していません)を、それぞれ5月以降に送付予定です。

あらかじめ、代表者を含む共有構成員間で納付方法などについて取り決めておいてください。

【問】課税課・資産税担当

TEL 06・6992・1474

大阪府からのお知らせ

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(月)です。

府の指定金融機関、指定代理金融機関もしくは収納代理金融機関、大阪府内の郵便局、府税事務所、コンビニエンスストアなどで納付することができます。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用したクレジットカードでの納付や、府税の収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPayleas Y(ペイジー)に対応している現金自動

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次のような情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに、生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報などを受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。

提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。

市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

【問】生活福祉課 TEL06-6992-1593 Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

新型コロナウイルスの影響により徴収猶予の特例を受けられた人へ

猶予期限に注意してください

市税の徴収猶予特例を受けている場合は、期限の確認をお願いします。納付書を紛失した場合は、連絡してください。

市では随時納税相談を行っていますので、納付が困難な場合は連絡してください。

【問】納税課

TEL 06・6992・1852~1854